

## 川崎市告示第246号

### 東扇島東公園及び西公園駐車場使用料の収納事務の委託

以下の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者に指定し、歳入の収納を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
横浜市港北区菊名七丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス 株式会社  
代表取締役 中丸 幸夫
- 2 指定公金事務取扱者に委託する歳入の内容  
川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務
- 3 指定日  
令和8年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで